

1. 件名：使用済燃料から分離した核燃料物質の国外移転に係る面談

2. 日時：令和5年2月27日（月）13時30分～13時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他1名

新型転換炉原型炉ふげん 2名

核燃料サイクル工学研究所 2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

資料1 東海再処理施設にあるふげん使用済燃料の搬出に係る面談

資料2 ふげん使用済燃料の搬出に係る再処理事業指定等に係る対応について

資料3 ふげん使用済燃料輸送に係る契約について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、原子力庁規制庁の加藤ですそれでは本日の面談始めさせていただきますと思います。今回は東海再処理施設にあるふげんの使用済み燃料の搬出に係る面談ということで早速ですけれども、
0:00:15	事前にお送りいただきました資料に基づきましてJ Aの方からご説明をお願いいたします。
0:00:26	はい、原子力機構を敦賀実証本部の片野でございます。
0:00:31	当初お送りしました資料についてご説明いたします。資料1ページの記載のものです。
0:00:39	今回東海再処理施設にある、ふげん使用済み燃料の搬出に係る面談ということで、ご主旨をご説明させていただきます。
0:00:48	うん使用済み燃料については、現在ふげんに466体、東海再処理施設に265体を保管中であります。
0:00:58	ふげんに保管中の使用済み燃料の輸送については、ふげん原子炉設置許可の8、使用済み燃料の処分の方法を変更をするとともに、
0:01:08	こちらは分離核燃料物の海外移転について記載して、するとともに、運営廃措置計画を変更します。
0:01:16	また、機構の核燃料物質輸送課に規定に従いまして、ふげん使用済み燃料輸送計画、ふげんを作成し、ふげんの構内から輸送に係る実務を行うという考えであります。
0:01:32	一方ですが、TRPに貯蔵中のふげん使用済み燃料も、フランスへ輸出する予定でありまして、上記のふげんA、先ほどのふげん原子炉設置許可及び不具合措置計画の変更に加えまして、
0:01:47	TRPの保安規定を変更する予定でございます。
0:01:51	また、核燃料物質輸送管理規程に従いまして、ふげん使用済み燃料輸送計画、TRP案を作成し、TRPから積み出し港までの使用済み燃料の輸送に係る実務を行う考えであります。
0:02:07	このTRPから積み出し港までの使用済み燃料の輸送に関わる実務につきましても、ふげんの設置許可のもと行うものであって、東海再処理施設における
0:02:19	再処理事業に係る業務ではないということから、TRP事業指定に、搬出の記載を追加する変更は実施することなく、使用済み燃料を搬出できるものと考えております。
0:02:33	以上でございます。
0:02:38	村長カトウですご説明ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	後ろについてる資料については特に補足するせ資料だからご説明はないということよろしいですか。
0:02:57	あ、
0:02:59	はい。
0:03:02	こちらの資料につきましては、
0:03:07	えっとタケウチですけれども、概要でも説明してください。
0:03:14	はい。失礼しました。トーカイ側のご質疑でございます土岐秋野ご技術部の小杉と申します。
0:03:21	2ページ3ページそれから4ページの部分こちらが資料2ということで、
0:03:27	最初に、施設からの搬出に関してを、もう少し詳細に記したものとなっております。
0:03:36	まず2ページ目でございます。右下2ページの資料でございます。A4縦の資料でございますが、こちらの方、東海再処理施設に貯蔵中のふげん使用済み燃料の位置付けと、
0:03:49	それから搬出にあたっての対応方針について整理したものとなっております。
0:03:54	1ポツのところでございますが、F Aの使用済み燃料の位置付けということでもまず一つ目のポツ、再処理施設に貯蔵中のコフィンの使用済み燃料は、
0:04:06	東海再処理施設に搬入されたもののまだ採集されてない状態という状況となっております二つ目のポツになりますが、当該使用済み燃料は、ふげんの設置許可申請書の八章は、
0:04:21	パッションの使用済み燃料の処分の方法が完了していない状態という状況となっております。
0:04:28	こちらにつきましては次のページ、ございます3ページ目の方に参考ということで既存の申請書の記載飯尾を抜粋して記載してございます。
0:04:38	そのうちの①のところの8ポツというのが現状の
0:04:42	ふげんの設置許可申請書となっております。
0:04:47	国内または国外の再処理事業者において全量再処理を行うという記載についてまだ、再処理が行う、完了していない状態と。
0:04:57	いうところとなっております。2ページ目に戻っていただきまして1ポツの3番目のポツでございます。従って、TRP貯蔵中のふげん使用済み燃料に対しては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:08	F A に所蔵中の押収済み燃料と同様に、ふげんの設置許可申請書の発所が引き続き適用されることからこれに従うと。
0:05:19	いう状況となっていると整理してございます。
0:05:23	以上のものでどういふ対応を行うかということで2ポツの対応方針の方に整理してございます。まず一つ目のポツでございませう。こちらに關しましては、
0:05:34	ふげんの使用済み燃料を今回ふげん側とTRPからそれぞれ搬出するといふことがございませうので全体の輸送計画プロジェクト計画を策定して、
0:05:47	さらにその下にそれぞれの施設ふげん再処理施設からの使用済み燃料の輸送計画を定めて搬出抗議をまず明確化する。これにつきましては、
0:05:58	最初にございませうふげんのふげん小設置許可申請書に基づいて、実施するといふ関係性で整理してございませう。これに基づきまして二つ目のポツになります関係性としましては、
0:06:12	TRPに貯蔵中のふげん使用済み燃料は、海外の搬出、使用済み燃料の海外の搬出に關しては、TRPにおける再処理事業に係る事業業務ではなく、
0:06:25	ふげんの設置許可のもとを受け入れた使用済み燃料を再処理せずに移動するものといふことで、再処理事業指定申請書の変更。
0:06:36	搬出を行うといふような具体的な記載については、し、事業指定申請書に変更して追求する必要はないと考えてございませう。
0:06:47	三つ目のポツでございませう。実際の作業といふことで、再処理施設から使用済み燃料を施設外に搬出するといふ行為が発生するといふところがございませうので、
0:07:00	実務として搬出行為に業務に係るTRPの保安規定の変更申請を別途行う必要があると考えてございませう。
0:07:11	その他、廃止措置計画、TRPの廃止措置計画でございませうが、全体計画等に合せて所有の変更を行うといふ必要があるとは考えておりませうが、
0:07:23	排出に係る措置としては、現状の記載のままで、内容としては書かれてると思ひませうので、状況としては所要の変更程度で
0:07:35	問題がないと考えておりませう。で、五つ目のポツでございませう。以上の事柄についてふげんと再処理施設の間で、燃料関係の取り扱いに關する取り決め書、機構内文書となりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載してひませう。発言者による確認はしてひませう。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示ひませう。

0:07:49	こちらを定めまして機構内におけるふげん使用済み燃料の取扱責任関係等を明確化するということを考えております。
0:08:00	以上のように整理したものに基きましてちょっと関係性を、4ページ目の方、
0:08:06	訂正してございます。
0:08:09	短縮に関しましては少し濃い色で網掛けをしてございます。真ん中の行にございます、全体の輸送計画とそれに基づいて設定される。
0:08:21	ふげんからと、それからTRPからの輸送計画、これに基づいて実施することをしてございます。その上位として二重線で繋がっております。
0:08:32	ふげんの設置許可、それから廃止措置計画と直接繋がって全体の輸送計画があってそれのもとに、
0:08:39	輸送を行うという関係で整理してございます。それぞれの輸送に関しては構内輸送購買層がございまして、それぞれ保安規定体系、それから事業所外運搬の規則体系に基づいてそれぞれの
0:08:56	作業の方を行うというところで整理してございます。
0:09:01	2ページ目3ページ目、4ページ目の説明に関しては以上でございませぬ。
0:09:08	はい。それ、続きまして資料の5ページ目資料3についてご説明いたします。
0:09:13	ふげんの伊藤と申しますよろしく申し上げます。
0:09:17	平さんは使用済み燃料輸送に係る契約について記載したものです。
0:09:24	まず1ポツですけれども、
0:09:28	使用済み燃料の輸送に係る契約につきましては、移送に係る情報の扱い、
0:09:35	輸送経路とか、それから輸送する使用済み燃料の物量とか、キャスク等、こちら辺の情報になりますけれども、その扱いを考慮しながら、契約を実施することになります。
0:09:48	従いまして、作業管理上の責任上から、TRPの保安規定のもとで実施する話作業、これ具体的に申しますと今日のところで、
0:09:58	TRPなそれから、カクサケン構内の話になりますけれども、これはTRP側の契約で行うと。
0:10:06	それからふげんの保安規定の実施はし作業、これ米印のところを変更なし作業になりますけれども、これは本件側の契約で実施すると。
0:10:17	それ以外、となりますと、※3に書いてありますように、今、ふげん購買、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:24	ふげんの正門から最寄り農港までの大橋作業、それからカクサケン公害、これは核サ研の敷地境界のものから、最寄りの港まで、
0:10:37	この伴作業については、作業管理の継続性への観点で、ハゲTRP、要は
0:10:46	敦賀地区については現、それから
0:10:50	東海地区についてはTRP。
0:10:52	その拠点での契約とを、
0:10:55	すると、こういうことで考えております。
0:10:57	直江会長でしょう。これ海外荷揚げこっから格下げの森野湊。
0:11:04	それから本当カクサケンの間の輸送については別途施設で契約すると。
0:11:12	いうことで考えております。
0:11:14	2ポツ行きまして移送契約の取り扱いですけれども、
0:11:21	SFR作業をにおきまして、現場作業管理、それから、PP管理、これらにつきましては、安全上の対応というのが非常に重要になってきますので、
0:11:32	嵯峨地区においては県、それから東海地区においては、TRP、それぞれの
0:11:40	北出所長とすると。
0:11:42	これをですねふげんとJRピック間の取り決め書で定めて、それぞれの拠点が契約をするということで考えております。
0:11:52	一方、海上輸送については、普通の契約ですが、磯管理者の拠点、
0:12:00	につきましてはふげんの方が主体となって、そこまでのを、
0:12:07	管理を実施するということで考えてます。
0:12:10	たトラブル発生時におきましては、適時性速やかに対応するということが上がってきますので、その点を考慮して、
0:12:21	埋蔵性の積み込みまで、操船の積み込み後、それぞれ貯槽がふげんとケアフィットとなってきますけれども、この辺の取り上げというのもきちんと明確に定めてですね、取り決め書及び発生者に使用して、
0:12:36	記載して対応していくということで考えております。
0:12:42	はい資料3の説明は以上になります。
0:12:48	原子力規制庁の加藤です。ご説明ありがとうございました。すいません私の方から1点確認なんですけれども、資料の2の1ページ、通し番号の2ページなんですけれども、対応方針として書かれていて3ポツ目で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:06	不東海再処理施設の保安規定の変更申請を行うというふうに書いてあるんですけども、こちらちょっと文章の流れで見ると事業指定変更はしないんですけども、保安規定の変更はしますよっていうことで、
0:13:23	になっルールというふうな流れになってるんですがこの、保安規定の変更申請っていうのは、あくまで土岐認可の廃止措置の遂行に必要な作業の規定を保安規定でするっていう理解でいいですかね。
0:13:42	はい、トーカー小杉でございます。具体的な内容としましては現行その受け入れのところ昔、保安規定の中に記載があったんですけどもそれはもう受け入れがなくなったということで保安規定の中から条文が削除されております。
0:13:57	その具体的な搬出にあたる行為ということで、その部分を記載するというのでそれにつきましては廃止措置の中で必要になってくる行為ということで整理できるかと考えております。以上です。
0:14:10	規制庁の加藤です。承知いたしました廃止措置の遂行に必要な作業ということで規定するという承知いたしました。
0:14:19	はい。
0:14:21	ちょっと他規制庁側から何か確認しておくことありますでしょうか。
0:14:29	規制庁の加藤ですけどもこれ、フランスのフランスに引き渡した後っていうのはどう、どうなるのかっていうのを教えていただければよろしいですか現地での輸送とかその点に関してはどうなのでしょう。
0:14:53	将来の話、問題だった。
0:15:04	次の今まで上松今のご質問は、フランス国内での作業のご質問でしょうか。
0:15:11	規制庁加藤ですその通りです。
0:15:16	そういう意味でフランス国内作業については、テイン、
0:15:21	政府の輸送契約は、成立の数契約の中で実施されることになります。
0:15:31	あ、規制庁加藤です。谷内ですけども。
0:15:36	基本的にラグで三種類いたしますので、
0:15:42	湊からフランスの港からそこまでラグーンまでの輸送、それから、再処理を実施するまでの燃料の貯蔵、それから再処理の
0:15:55	実施、それから廃棄物の分離、それから一へ廃棄物を返還するまでの彫像。
0:16:05	それから一ええ、ええ。
0:16:08	廃棄物の返還、これにつきましては、今まで全部が契約できてるわけではありませんが、そういう作業の段取りで進んでいくと思っています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:22	規制庁加藤ですけどもその辺の実施主体みたいなところはこれから調整という形になるんですか。
0:16:32	主体というと、具体的な
0:16:35	企業の、
0:16:37	企業の名前のことをおっしゃってるんですか。ブランドでいいんでしょう。野村です。はい。だから布田鹿内は、フランス国内入ったら浦野が全部やるってということなんですよ。そうです。そうです。
0:16:52	ネタフルートuって、それはもう大浦の所有権になるんですか。
0:16:57	そのまま直接。
0:17:01	それとも氏家が激務委託してるからJ Aのものになって、J Aのものになってから誰かに渡すんですか。
0:17:12	再処理した、で発生したプールに言えば、J Aのものなんですがそれをフォーラムに
0:17:21	引き渡します。貨物駅は田島層ですということでわかりました。
0:17:27	その辺ちょっと聞かれたんですよ。
0:17:29	ちょっと内部的に、
0:17:31	江藤高良です。わかりました。
0:17:36	あと、
0:17:38	はい。規制庁加藤です。ありがとうございます。とりあえず
0:17:42	事実関係わかりましたのでちょっとこちらの方で
0:17:48	そうですね内、内部でちょっと対応、今後の対応等についてですねちょっと相談したいというふうに思います。土岐、現状相場から何か、この件でありますでしょうか。
0:18:08	特にありませんが、はい。苦言はTRP、いかがでしょうか。
0:18:16	はい。特に封印はございません。
0:18:19	TRPはもうございません。
0:18:21	敦賀もございません。
0:18:24	規制庁加藤ですありがとうございます。それでは本日の面談終了にしたいと思いますどうもありがとうございました。
0:18:32	ありがとうございます。
0:18:33	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。